

美らネット 24『信用取引』ルール新旧対照表

「信用取引」ルールを一部変更いたします。下線部を追加します。

安藤証券株式会社

新	旧
24 取引制限 空売り価格規制 - 信用新規売りにつきましては、法令(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令)により「<u>空売り価格規制</u>」が設けられており、空売りに係る銘柄について、市場において前日終値等より算出される基準価格から 10%以上低い価格で約定が発生した(トリガーに抵触した)場合に、<u>空売り価格規制が適用されます。</u> <u>この規制の内容につきましては、別掲「トリガー抵触銘柄についての注意事項」をご確認下さい。</u> - 空売り価格規制の翌日適用の有無については、当日の当該銘柄の主たる市場におけるトリガー抵触状況に応じて決定され、<u>東証が主市場銘柄の場合、翌日の取引終了時点までが規制の適用期間になります。</u>(各市場において当日にトリガーに抵触していたかどうかは問いません。) - 美らネット 24 では、指値注文については市場ごとに定めた範囲内での信用新規<u>売り</u>注文を受付けます。しかし、上記の規制に該当すると市場で判断された場合、市場にて注文が失効されます。 - 美らネット 24 では、51 単元以上の成行及び「引成」条件の付いた信用新規<u>売り</u>注文を発注することができません。 51 単元以上の成行及び「引成」条件の付いた信用新規<u>売り</u>注文の場合、及び、取引時間中の注文価格が当日基準価額から 10%以上低い価格での注文の場合は、トリガーに抵触しなくて	24 取引制限 空売り価格規制 - 法令(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令)で定める一定の条件を満たした銘柄の空売りを行う場合は、<u>直近公表価格以下の価格で発注してはなりません。ただし直近公表価格がその直前の異なる価格を上回る場合は、直近公表価格と同値での発注は可能です。</u> - 空売りに係る銘柄について、市場において前日終値等を基礎として算出される基準価格から 10%以上低い価格で約定が発生した(トリガーに抵触した)場合に、<u>空売り価格規制が適用されます。</u> - 空売り価格規制の翌日適用の有無については、当日の当該銘柄の主たる市場におけるトリガー抵触状況に応じて決定されます。(各市場において当日にトリガーに抵触していたかどうかは問いません。) - 美らネット 24 では、指値注文については市場ごとに定めた範囲内での信用新規注文を受付けます。しかし、上記の規制に該当すると市場で判断された場合、市場にて注文が失効されます。 - 美らネット 24 では、51 単元以上の成行及び「引成」条件の付いた信用新規<u>売り</u>注文を発注することができません。

も市場にて失効されます。

< 価格規制の適用除外について >

空売り価格規制が適用される銘柄であっても、個人投資家が行う信用取引新規売り注文数量が、売買単位の 50 単位以内の場合は価格規制の対象外となります。ただし、価格規制の適用期間において、価格規制を潜脱する目的で意図的に 50 単元超の注文を分割発注したとみなされる信用新規売り注文に関しては、違反行為に該当する場合がありますのでご注意ください。

なお、複数の証券会社や家族、法人口座等を利用して意図的に分割発注する行為も違反行為に該当する場合がありますのでご注意ください。

【当社のシステム対応】

- ・ 前掲のとおり、美らネット 24 では、51 単元以上の成行注文及び「引成」条件の付いた信用新規売り注文を発注することができません。
- ・ 51 単元以上の成行及び「引成」条件の付いた信用新規売り注文の場合、及び、取引時間中の注文価格が当日基準価額から 10%以上低い価格での注文の場合は、トリガーに抵触しなくても市場にて失効されます。
- ・ 前日の 17 時から当日の取引終了までに発注される同一銘柄の信用新規売付注文の発注数量の合計が 50 単元を超える場合には、50 単元を超えることとなる注文は価格規制の対象として発注いたします（トリガーに抵触していない銘柄を含みます）。

付則

この変更は、平成 27 年 8 月 31 日から適用します。

< 価格規制の適用除外 >

空売り価格規制が適用される銘柄であっても、個人投資家が行う信用取引新規売り注文数量が、売買単位の 50 単位以内の場合は価格規制の対象外となります。ただし、価格規制を潜脱する目的で 50 単元超の注文を分割発注した疑いがもたれる信用新規売り注文に関しては、空売り価格規制の対象となりますのでご注意ください。

・ ・ 1 回の注文単元数が 50 単位以下である信用新規売り注文でも、同一銘柄につい

て同一日に複数回にわたり発注され、その合計株数が 50 単元を超えた場合、当社の判断により上記の規制を潜脱する目的で 50 単位以下の注文を繰り返したと判断する場合がございます。特に、寄り前などに基準値以下（同値を含む）の指値・成行注文の合計株数が 50 単元を超える場合も空売り価格違反の対象となりますので充分ご注意ください。

上記の空売り価格規制違反に該当する注文を検知した場合、当社は速やかにお客様にご注意を申し上げ、改善をお願いいたします。それでもなお改善が見られない場合、当社での信用取引の停止、もしくは証券総合口座の閉鎖をさせていただきます場合がございますので、充分ご注意下さい。

なお、成行注文及び「引成」条件の付いた信用新規売り注文については、空売り価格規制の趣旨に鑑み、50 単位以内の場合であっても極力ご遠慮いただきますようお願いいたします。